

普及だより

第167号

発行

八重山農林水産振興センター

農業改良普及課

沖縄県石垣市真栄里438-1

TEL 0980-82-3497 Fax 82-4142

与那国駐在

TEL 080-8579-7516

令和7年度農事功績者表彰

島田長政、セツ子夫妻が緑白綬有功章を受章

令和7年度農事功績者表彰式が令和7年11月12日に行われ、石垣市嵩田でマンゴーを生産する島田長政、セツ子御夫妻が緑白綬有功章（りょくはくじゅゆうこうしょう）を受章しました。

御夫妻は、長年にわたりマンゴーの生産販売に携わり、マンゴーのハウス栽培に低木仕立てを導入、完熟果実の宅配や商標登録によるブランド化の推進など新技術の導入や経営の改善にご夫婦で取り組まれてきました。また、長政氏は指導農業士、八重山マンゴー研究会初代会長、セツ子氏は女性農業士を務め地域の農業振興への貢献も評価され受章に至りました。



令和7年度 沖縄県園芸拠点産地優良活動表彰受彰 石垣市パインアップル産地協議会



令和8年1月24～25日の「おきなわ花と食のフェスティバル2026」において、石垣市パインアップル産地協議会が「沖縄県園芸拠点産地優良活動表彰」を受彰されました。

協議会活動として、販促及び新品種の種苗増殖、講習会等の活動、非破壊糖度センサー付選果機の導入といった先進的な取組や作業の省力化及び有望系統の現地試験を実施している。また拠点産地として、市場や消費者から信頼される「定時・定量・定品質」の出荷、品種ごとの美味しい時期に合わせた出荷や生産量及び販売単価も増加傾向となっている点などが評価され、石垣島産パインアップルをPRすることができました。



(担当: 新城)

ジャンボタニシから稲を守りましょう！！

ジャンボタニシ（スクミリングカイ）の生態・特徴

- ・リングカイ科の1種である大型の巻貝。成貝は殻高2～7cm程度。
- ・半年以上水がなくても、生存可能。寿命は、2～3年。
- ・孵化後、およそ2カ月間で繁殖が可能となる。
- ・雌性貝は、濃いピンク色の200～300個程度の卵からなる卵塊を形成する。年間20～30回産卵し、年間産卵数は3,000個以上。
- ・摂食活動は、水温15～35℃で行い、**14℃以下では活動を停止し、休眠（越冬）する。**水温30℃付近でもっとも摂食量が多い。
- ・特に柔らかい植物を好み、**稲（田植え直後）の稚苗を食べる。**



防除方法を組み合わせて対策を！

- | | |
|-----------|----------|
| ① 侵入防止 | ⑥ 防除耕耘 |
| ② 中苗の利用 | ⑦ 水路の泥上げ |
| ③ 浅水管理 | ⑧ 捕殺、殺卵 |
| ④ 薬剤散布 | ⑨ 簡易トラップ |
| ⑤ 石灰窒素の利用 | |

資材の使い方や結果の詳細については、普及課までお問い合わせください。→

※慣行区の達観欠株率は、30% 西表島（R7年2期作）展示ほの結果

	個体密度 (頭/mi)	備考	達観欠株率 (%)
石灰窒素区	22.3頭/mi→0.6頭/mi 個体密度が激減！！	散布から2か月経ても、 個体密度を低く維持。	7%
スクミノン区	2.3頭/mi→0.2頭/mi 個体密度が減少。	散布時期が遅かったため、 植付後早めに防除することが 重要。	10%
トラップ区	0.8頭/mi→17頭/mi →1.3頭/mi 個体密度の減少傾向は みられなかった。	4週間で6,000頭は捕獲でき たため、食被害や増殖を抑え る一助にはなる。	15%

(担当：伊禮)

地域農産物の魅力を加工品で発信！6次産業化の取組

沖縄県では、県産農林水産物を主原料とした商品開発に取り組む農林漁業者等を対象に、専門家のアドバイスのもと商品開発や販路開拓等を段階的に支援する事業と、6次産業化に関する講習会を実施しています。



6次産業化事業説明会・個別相談



テスト販売ディスプレイ



6次化関係講習会

- ・食品加工の基礎
 - ・HACCP（食品衛生管理）
 - ・原価計算
 - ・販路開拓 etc...
- ※講習会の内容は変更になる場合があります。

今年度は、八重山で2事業者が「販路開拓コース」に採択され取り組んでおります。この事業は、販路開拓に向けての商談力を身につけることを目指したもので、専門家の個別指導を受けながらの販路開拓に向けた伴走支援となります。

その他、商品開発に初めて取り組む事業者向けの「6次産業化スタートアップ事業」、既存商品を改良したい事業者向けの「商品改良コース」などの支援もあります。

農業改良普及課では、農産物の加工に取り組む方・取り組みたい方を対象に、関連する講習会・事業等への案内を行っております。ご興味のある方は普及課までお問い合わせください。(担当：高那)

●●●●● 認定農業者になりませんか？ ●●●●●

認定農業者制度とは、農業者が市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて作成した農業経営改善計画を市町村等が認定し、これら認定を受けた農業者に対して支援措置を講じる制度です。農業改良普及課では、市町村と協力しながら、農業経営改善計画の作成支援を行っています。

認定農業者になるための要件 ●●●●●

農業者の作成した農業経営改善計画が ①市町村の基本構想に照らし適切なものであるか（各市町村の定める目標所得水準を目指すものとなっているか）、②農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであるか、③達成される見込みが確実であるかを市町村等が判断し、認定を行います。

なお、農業経営を営む区域（農用地又は農業生産施設が所在する区域）が市町村又は都道府県の区域を超える場合、申請先が都道府県又は国となります。

認定農業者になるメリット ●●●●●

① 水稻栽培等において、収入減少による農業経営への影響を緩和する収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)を受けることができます。

② 農業用機械・施設の整備などでスーパーL資金や農業近代化資金などの農業制度資金が利用できます。

さらに、市町村が策定する地域計画の目標地図に位置付けられている等、一定の要件を満たせば、貸付当初5年間の金利負担を軽減できる場合があります。

③ 青色申告を行う39歳以下の認定農業者は、農業者年金の保険料助成措置を受けることができます

④ 地域計画の目標地図に位置付けられた認定農業者等が、農業経営改善計画等に従って、経営所得安定対策等の交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、所得の計算上、この積立額を、個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。

⑤ 農業経営改善計画の認定の際、農業用施設の整備に係る農地転用の審査を併せて受けることができます。

⑥ 認定農業者であることを交付要件とする各種補助事業の対象となる場合があります。



与那国町における認定書授与式の様子
(2025年9月)

お問い合わせ先

石垣市農政経済課、竹富町農林水産課、与那国町産業振興課、農業改良普及課
(担当: 與那覇)

地域農業振興総合指導事業(令和5～7年度)

テーマ: 与那国町の農業生産振興と生産組織リーダーの育成

事業終了にあたり、令和8年1月26日に与那国町構造改善センターで推進会議を開催しました。

重点事項①では、有望な園芸品目の選定と栽培技術の実証として、「パインアップル協議会」を設立し、新しい品種を島内に導入して講習会や技術検証を行ってきました。島民の関心も高く、家庭農園的な栽培も見られ、栽培面積の拡大が見込まれています。

重点事項②の水稲栽培面積の拡大と単収向上に関しては、ドローンの導入により肥培管理と労働時間が軽減され、令和7年産においては久しぶりに1等級米の収穫を得ることができました。今後は面積拡大および水田を活用した新たな品目の実証に取り組むたいと考えています。



生産組織リーダーとして、12年ぶりに認定農業者審査会を開催しました。11名が認定農業者として任命され、今後の活躍が期待されるそうです。

与那国町青年クラブ活動

昨年より引き続き、旧盆用さとうきび「スルアマダ・スティアマダ」の作成・販売を行っています。また、与那国1周マラソンの給水ボランティアをJA与那国支店・女性部と一緒に実施しました。マラソンではカットフルーツや黒糖を提供し、好評でした。

1月26日にはJA与那国支店青壮年部と共催して、「インボイス制度」説明会を全農家を対象に開催しました。

